## 令和元年の激甚災害における法人の復旧・復興支援事例について

令和2年2月19日

### 1. 趣旨

社会的課題の解決に向けた各独立行政法人の自主的な取組等の把握・発信に取り組むため、令和元年の激甚災害(8月大雨、台風15・19号等)における法人の復旧・復興支援事例について、公表されている情報等を基に、事務局が把握・整理したもの。

※本資料の紹介事例は、全ての法人の取組を網羅的に収集したものでない。

## 2. 具体的な復旧・復興支援事例

## 【国立公文書館】

被災公文書等について、その保全のために必要な支援を迅速に行うため、<u>平成27年11</u>月に「被災公文書等救援チーム」を法人内に設置し、これまでに平成27~28年度水害で被災した茨城県常総市等地方公共団体への支援を実施してきた。

令和元年の激甚災害により、法務省福島地方法務局相馬支局が保有する公文書等が水損。乾燥及びカビへの対処への助言を実施するとともに、令和元年 11 月に法人職員を 1 人派遣し実技指導等を実施。その他、同災害により被害を受けた地方公共団体等に対して公文書等の被害状況を照会し、被害発生が確認された 5 機関に対し助言を実施。

#### 【国民生活センター】

台風 15 号、19 号等で被災した地域及び被災者を支援するため、東北、関東、中部地方の 1 都 13 県を対象に台風に関連した消費生活に関する<u>相談窓口「令和元年秋台風関連消費者ホットライン」を設置</u>。令和元年 11 月 1 日~12 月 13 日までの 43 日間で<u>計 140 件の相談を受付</u>。

#### 【情報通信研究機構】

ツイッターに投稿された災害関連情報をリアルタイムに分析・要約して表示することが可能な対災害 SNS 情報分析システム DI SAANA、災害状況要約システム D-SUMM に関する研究成果を Web 上で試験公開中のところ、地方公共団体等を中心に多くの利用がなされた(例えば、台風 19 号上陸時の令和元年 10 月 12 日には通常時の約 20 倍のアクセス)。また、台風 19 号時のツイッターへの関連投稿を事後にも分析できるよう、令和元年 10 月 12~14 日のデータを対象とした試用版を公開した。

## 【郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構】

災害救助法の適用を受けた地域(※)の被災者に対して、<u>郵便貯金・簡易生命保険に関</u>する払い戻しの特例等の非常取扱いを実施。

※8月大雨時は佐賀県、台風 15 号時は東京都島しょ 大島町 及び千葉県、台風 19 号時は東北、関東、中部地方の1都12県が対象。(公表時点)

## 【国立文化財機構】

- 1. 毎回の災害発生時に、法人が事務局を担当する文化財防災ネットワーク推進会議 (https://ch-drm.nich.go.jp/about/meeting/) を通じて文化財被災状況についての情報提供 の呼びかけを実施。
- 2. 台風 19 号による地下浸水のため、施設や 23 万点の収蔵品に被害(総額約 72 億円) があった川崎市市民ミュージアムからの支援依頼を受け、文化庁との連携のもと支援開始。令和元年 10 月 16 日以降、文化財防災ネットワークを通じて専門家を派遣するとともに、救出活動及び受援体制の構築、作品の救出、洗浄や乾燥といった応急処置、一時保管など一連の作業を効率的に行うための助言を実施。
- 3. 同年 10 月 18 日、広域的な災害発生に伴う文化財の被災状況に関して、文化庁と連携 し、都道府県文化財所管部局に対して積極的な情報提供の呼びかけを実施。

### 【日本芸術文化振興会】

- 1. 東京、大阪、沖縄の各劇場ロビー等(計7か所)に<u>台風 19 号被災者に係る義援金募金箱を令和元年 10 月より設置</u>(令和元年 12 月末時点で、4,872,119 円)。義援金は日本赤十字社を通して被災者へ届けられる。
- 2. 令和2年度助成対象活動の募集において、<u>被災地域に所在する団体の助成対象活動の</u> 要望書提出締切日を延長。

#### 【日本学生支援機構】

災害により被害を受けた学生に対して、<u>支援金支給の他、奨学生の緊急採用・応急採</u> 用を実施するとともに奨学金を返還中の者への減額返還・返還期限猶予を実施。

## 【福祉医療機構】

- 1. 被災者に対する相談窓口を設置。[8月大雨、台風 15号・19号]
  - 福祉貸付事業、医療貸付事業
  - 退職手当共済事業
  - · 年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業
  - 承継年金住宅融資等債権管理回収事業
- 2. <u>3年間に渡る無利子貸付制度の創設</u>及び<u>二重債務問題対策のための償還期間の延</u> 長。[8月大雨、台風 19号]

対象:被災した社会福祉施設・医療関係施設等の事業者

## 【労働者健康安全機構】

「台風 19 号等被災者のための心の相談ダイヤル」及び「台風 19 号等被災者のための 健康相談ダイヤル」を設置し、被災した事業者、労働者及びその家族からのメンタルヘル スに関する相談及び健康に関する相談に対応。

## 【農業・食品産業技術総合研究機構】

地方公共団体等の関係者、生産者からの農業被害に 対する技術的な相談窓口を設置し、農業用施設、家畜、 果樹、野菜、作物等に関する問合せに対応。

また、<u>佐賀県や長野県等の被災現場に延べ 26 名の職</u> 員を派遣。



写真は法人提供

### 【森林研究・整備機構】

#### 〇台風 15 号時

・令和元年9月27日に台風15号による樹木の風倒被害地(千葉県)に<u>職員3名を派遣、 調査により、被災原因を特定(サンブスギに多い非赤枯性</u>溝腐病の罹患が主因ではなく、 未曾有の強風が主因となり広域に亘る樹木の風倒被害が発生)。

#### 〇台風 19 号時

- ・令和元年 11 月 11 日に福島県いわき市田人町の山腹崩壊地に<u>職員 1 名を、11 月 21 日~23 日に宮城県丸森町及び神奈川県相模原市の土砂災害被害地に職員 1 名をそれぞれ派</u>遣し、復旧に向けた技術的助言等の支援を実施。
- ・宮城県からの要請を受け、令和元年12月2日~6日に、職員3名を宮城県本吉郡南三

陸町へ<u>派遣し、林道被害箇所における災害査定関連業務</u>(被害箇所の概略測量、数量計算、写真撮影・整理等)の支援を実施。



写真は法人提供

・災害救助法の適用を受けた地域(※)の被災者及び当該地域の森林を対象とする保険契約者に対して、森林保険の継続契約の締結を猶予する措置を実施。

※8 月大雨: 佐賀県 20 市町、台風 15 号: 東京都 島 しょ 大島町 及び千葉県 31 市町村、台風 19 号: 14 都県 390 市町村が対象。(公表時点)

## 【水産研究・教育機構】

災害救助法適用災害が発生した際に、水産大学校では学生若しくは学資負担者に対して、 授業料免除の特別措置について周知を実施。

### 【農畜産業振興機構】

災害により畜舎や機械、家畜への被害が発生したため、<u>被災畜産農家の経営再開、継続</u> を図るため、以下の取組に対する支援を実施。

- ① 畜舎の損壊や機械の故障に対する簡易畜舎の整備や畜舎・機械の簡易な修理
- ② 畜舎等が損壊したことによる家畜の緊急的な避難や被災した家畜に代わる家畜の 導入
- ③ 牛舎の損壊や停電により発生した乳牛の疾病(乳房炎等)の治療と発生の予防
- ④ 停電時の飼養管理に必要な機械の電力を確保するための発電機の借上げ
- ⑤ 牧草地等の被害により不足する分の粗飼料(牧草等)の共同購入 等

#### 【農業者年金基金】

台風第 19 号など自然災害の被災者に対して、農業経営の再開と生活の安定を支援するため、保険料の引き落としを希望されない被災者に振替停止の方法や各種届出書提出の取扱いを弾力的に対応するなどのお知らせを基金ホームページに掲載するとともに、業務受託機関である農業委員会及び農業協同組合等に周知・徹底し、被災者からの相談に対応。

### 【農林漁業信用基金】

災害により被害を受けた農林漁業者等に対し、<u>必要とする資金の円滑な融通、既貸付金</u>の償還猶予等の相談窓口を設置。

## 【中小企業基盤整備機構】

本災害で被災した中小企業が、<u>早期に事業を再開できるよう、特別相談窓口を設置</u>。また、即日かつ低利で借入れ可能な災害時貸付けを適用。

・8月大雨:佐賀県の地域

・台風 15号:東京都、千葉県の地域

・台風 19号:東北、関東、中部地方の1都 13県 (公表時点)

また、大きな被害を与えた災害については、以下の措置を個別に実施。

- 1. 宮城県、福島県、栃木県、長野県などの被災事業者の<u>事業再開のための助言をする復</u> 興支援アドバイザーを派遣。[台風 19 号]
- 2. 小規模企業共済及び経営セーフティ共済の被災ご契約者の方々に対し、<u>掛け金の納付</u>期限の延長や特例災害時貸付け(無利子)等特例措置を実施。[台風 19 号]
- 3. 被災事業者が複数入居する仮設店舗等を整備する宮城県、福島県、栃木県、長野県内 の地方公共団体に対して、技術的支援と整備費用を助成。[台風 19 号]
- 4. 復興を支援するための措置として、被災中小企業の<u>「新価値創造展 2019」、「中小企業</u> 総合展 in FOODEX 2020」の出展料を免除。[8月大雨、台風 15・19号]
- 5. <u>中小機構産業用地を取得し、割賦支払を行っている被災事業者の支払いについて、支</u> 払猶予に対応。[台風 19 号]
- 6. 高度化事業により災害復旧を図ろうとする被災事業者等に向けて、貸付割合や返済据 置期間を拡充した災害復旧貸付の特例措置を実施。

また、過去に高度化事業を実施して、高度化資金の返済を行っている被災事業者等に対し、償還猶予の申し出に柔軟な対応を図るための特例措置を実施。[台風 15・19 号]

以下は令和元年度補正予算で対応。

7. 佐賀県災害対策型の補助制度

令和元年8月の前線に伴う大雨により大きな被害を受けた佐賀県 武雄市、杵島郡 大町町に所在する小規模事業者が<u>事業再建に取り組むにあたり、</u>経営計画に沿った販 路開拓や生産性向上に要する<u>経費の一部を、原則 100 万円を上限に補助する</u>。[8月大雨]

#### 8. 千葉県災害対策型の補助制度

令和元年台風 15 号の被害による停電に伴う災害救助法の適用を受けた千葉県 安房郡 鋸南町 をはじめとする市町村に所在する、台風 15 号による被害を受けた小規 模事業者が事業再建に取り組むにあたり、経営計画に沿って販路開拓や生産性向上に 要する経費の一部を、原則 50 万円~100 万円を上限に補助する。[台風 15 号]

## 【土木研究所】

### 〇8月大雨時

地方公共団体からの支援要請を受け、被災各地の調査に法人職員を派遣。

- ・河川災害に関する調査(佐賀県)→7人日
- ・土砂災害に関する調査(佐賀県、福島県)→5人日

#### 〇台風 19 号時

地方公共団体からの支援要請を受け、被災各地の調査に法人職員を派遣。

- ・河川災害に関する調査(宮城県、福島県、埼玉県、茨城県、千葉県、新潟県、長野県) →12 人日
- ・土砂災害に関する調査(宮城県、群馬県)→9人日
- ・橋梁に関する調査(長野県、山梨県)→9人日
- ・道路被害に関する調査(宮城県、神奈川県、茨城県)→8人日
- ・下水道に関する調査(福島県)→<u>2人日</u>

(令和2年1月14日時点)

### 【海技教育機構】

#### 〇台風 15 号時

令和元年9月14~16日、千葉県木更津市木 更津埠頭G岸壁に法人が管理運営する<u>練習船</u> 『青雲丸』を派遣し、入浴・洗濯の支援を実施。

利用者数: 3日間延べ75名



## 〇台風 19 号時

- ・令和元年 10 月 16~18 日、岩手県の国立宮古海 上技術短期大学校にて、入浴支援を実施。
- ・同年 10 月 18~20 日、福島県いわき市小名浜港に<u>練習船『青雲丸』を派遣し、入浴・洗濯の支援を</u> 実施。

また、航海訓練中であった実習生も支援に協力。

利用者数: 3日間延べ 103名



写真は法人提供

### 【水資源機構】

### 〇8月の大雨時

令和元年8月29日~9月6日、<u>法人所有のポンプ車を</u>佐賀県武雄市と杵島郡大町町へ それぞれ1台派遣し、浸水箇所等の早期排水(計約133,000 ㎡。25mプール約370杯分に 相当)及び油流出対応の支援を実施。

#### 〇台風 15 号時

- ・令和元年9月10~11日、<u>千葉県の 宗 著北機場 (成田市下方地先)に法人所有のポンプ車</u> 1台を派遣し、排水支援(約63,000 m)を実施。
- ・同年9月10~13日、千葉県の東部排水機場(山武郡横芝光町)に法人所有のポンプ車1 台を派遣し、排水支援(約54,000㎡)を実施。
- ・同年<u>9月9日、法人所有の発電機を千葉県香取郡多古町へ5台、同県山武郡芝山町へ1</u> 台貸与。

### 〇台風 19 号時

・令和元年 10 月 13~14 日、栃木県小山市押切地区周辺(永野川と 巴 波川の合流点付近)

に法人所有のポンプ車1台を派遣し排水支援(約36,000㎡)を実施。

・同年 10 月 13~14 日、埼玉県行田市緑町地先に法人所有のポンプパッケージ 1 台派遣 し、排水支援(約 2,800 ㎡)を実施。





(栃木県での排水前と後の様子

左:排水前 右:排水後)

写真は法人提供

### 【都市再生機構】

### 〇台風 19 号時

1. 被災者への一時避難所としてのUR賃貸住宅※を提供。

対象者:住宅に甚大な被害を受けた方

家賃等:家賃、共益費、敷金、駐車場使用料は無償

期 間:6か月間

※東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、茨城県、愛知県に所在する団地の一部 (220 戸)

2. 長野県と長野市へ法人職員を派遣し、地方公共団体の業務を支援。



# ・長野県

令和元年 10 月 23 日~11 月 8 日に<u>職員 4 名を派遣し、国及び地方公共団体の関係部署間の連絡調整業務を実施</u>。



写真は法人提供

#### 長野市

令和元年 10 月 23 日~11 月 2 日に<u>職員 2 名を派</u>遣し、家屋の被害認定調査を実施。

## 【住宅金融支援機構】

- 1. 災害復興住宅融資の問い合わせや既存の融資の返済相談等のための専用窓口の設置及び周知。
- 2. 地方公共団体との災害協定に基づく災害復興住宅融資等に係る情報提供
- 3. 地方公共団体等からの要請を踏まえた住宅再建に係る相談会への職員の派遣



・18自治体において計59回実施 (台風15号・19号関係/令和元年12月末時点)

(千葉県南房総市での相談会の様子)

写真は法人提供

- 4. 災害復興住宅融資の提供
  - ・融資申込受理件数: 105 件(台風 15 号・19 号関係/令和元年 12 月末時点)

## 【環境再生保全機構】

- 1. 汚染負荷量賦課金を納付期限までに納付することが困難な<u>汚染負荷量賦課金納付義務</u>者に対して、被害の状況により納付期限の延長等の措置を実施。
- 2. <u>石綿(アスベスト) 救済法被認定者が、</u>被災に伴い、関連書類等を消失又は家屋に残したまま避難している等により、<u>医療機関において公費負担医療等を受けるために必要な手続をとることができない場合、</u>被災者の保護及び医療の確保に万全を期す観点から、当面、石綿健康被害医療手帳がなくても、①制度の対象者であることの申出、②氏名、③生年月日、④住所を申し立てることにより、<u>石綿救済法指定疾病に係る治療を受けられるように対処</u>。